

=調整から見えるもの、その1 =

途中で、捻じ曲げたのは誰？

黒塗開示で真相判明必至！

相模原市議 小林 正 明

1 初めに

第6回目の調整メモに黒塗部分があり現在情報公開請求中ですが、他に資料の一部不足もあります。

何れにせよ、黒塗部分開示で一挙に真相判明となることが確信できる状況です。

しかし、極めて重要、意味深長な黒塗ですから、市の対応によっては開示まで紆余曲折も予想されます。

そこで、止むを得ず、現時点で判明している資料を基に、黒塗部分を除いた「調整から見えるもの、その1」として未完の中間報告に至りましたことをご理解下さい。

誠に恐縮ですが、最終的に全ての資料が開示された時点で、若干の修正もあり得ますことを、予めご了解頂ければ幸いです。

2 正しい説明、結論に矛盾

都市整備課・企業立地推進室（以下、「担当課等」といいます）は第1

回目の調整の際、ラッシュジャパンに「当麻は無理、調整地区は不可能、ステップ50新設説明、区画整理はH25年以降」と正しい説明をしています。

ですから担当課等は、ラッシュジャパンには、旧ステップ50ではなく新ステップ50を適用する前提で、ステップ50の新設を説明したのです。

しかし、話はそこで終わりの筈が、何故か結論では旧ステップ50の「可能性について更に検討」となっています。

正しい説明を変えることができる担当課等以上の権限者の動きなく、説明と結論に矛盾が生じることあり得ません。

3 第5回調整までは正しい説明

企業立地推進室は、ラッシュジャパンに対して、平成20年12月24日、平成21年12月8日の第3回、第5回調整の中で、「①法的に工場建設が可能な状況でなければ、申請書の受付はできない②現状が調整区域であるので適用できない、インベスト神奈川も適用除外③立地場所は産業集積促進地域に該当しない④認定申請書提出の際に、適法に開発許可が得られる見込みがあることが前提条件になる⑤本件の場合、現状では調整区域、開発の見込みがあると判断できるか不確定であり、重要なポイントになる⑥認定審査会で十分な審査ができるように、実現可能性、妥当性を示す資料の提出が必要⑦何故、この時期（平成2年2月又は3月想定）に申請するのかの説明が必要⑧申請書提出前に庁内関係課による打合せ会議を開催し、事業について意見聴取する予定」と資料を示して、正しく具体的に且つ詳細に説明しています。

4 工場建設を可能にする法的手続きとは

当麻地区は調整区域ですから、現状のままでは工場建設は不可能、当然にもステップ50の申請もインベスト神奈川も受け付けられる筈がありません（上記①～③）。

特定保留フレームとは、区画整理を条件に市街化区域編入を認める都市計画の手法で、当麻地区もその指定がなされています。

特定保留フレームの当麻地区で、工場建設を可能にする法的手続きとしては都市計画決定・区画整理事業以外にないのです。

しかも、都計法第53条、区画整理法第76条により「①都市計画決定②組合認可公告③換地処分」まで建築行為等の規制(制限)が継続しますから、法的に工場建設が可能になるのは③の換地処分以降となります。

5 5億円の奨励金確保が本音

上記⑦に関して、ラッシュジャパンは「この時期に提出しないとステップ50の奨励措置が受けられないのが本音だ」と正直に申請を急ぐ理由を告白しています。

結局、ラッシュジャパンは、旧ステップの適用を受けるために、旧ステップ50の適用期限である平成22年3月末日までに申請して奨励金5億2100万円の認定を得ようと申請を急いだのです。

確かに、ステップの旧・新の適用次第で5億円もの差額が生じるのですから、ラッシュジャパンが急ぐ理由を理解できない訳ではありません。

6 申請書受付時に法的判断は不可能

しかし、しかしのしかしです。

行政がラッシュジャパンの本音を承知の上で、条例の規定もなく且つ上記①～⑤の論点を無視して、企業の事情に左右されるようでは情けない限りです。

しかも、第5回調整から僅か3カ月後の平成22年3月10日の申請受付時に上記①から⑤までの論点を、企業立地推進室はどのように判断したのでしょうか。

申請書受付の時点では、当麻地区の都市計画決定さえなく、しかも区画整理組合の認可も、その準備組合さえない状態でした。

仮に、当麻地区まちづくり組合設立準備会が存在しても、任意の区画整理等を含めたまちづくりの研究機関であり、法的存在ではありません。

これでは、法的に工場建設は不可能であり、市街化区域編入後の用途地域が工業系になることが明らかではなく、適法に開発許可が得られる見込みがないことは、明々白々です。

当然にも、重要ポイントである調整区域認可や開発の見込みがあるとの判断することは不可能です。

7 市の豹変鮮明

だからこそ、県の企業誘致室はラッシュジャパンに対して、「敷地が確定し、且つ市街化編入が確実であるとの確証がない」から、インベスト神奈川の申請受付は不可能と回答したのです。

区画整理では、「換地」処分によって現在の工場建設予定の場所から他の場所へ移動することがあり、仮換地さえ未定の状態ですから、敷地未確

定を理由に申請受付を拒否したのは当然です。

しかも、区画整理を条件に市街化編入が認められる「特定保留フレーム」ですから、区画整理の準備会もない状態で、市街化編入が確実であるとの確証がないとした県の判断は当然です。

第5回調整までは、県の企業誘致室と市の企業立地推進室の認定申請受付時の姿勢は、同じで本質的相違は全くなかったのです。

県の正しい判断が全く変わらないのに、市の対応が豹変したのは平成22年2月3日の第6回調整にあると断言できます。

8 問われる認定審査会の議論

又、企業立地推進室は、認定審査会で十分な審査ができるように、区画整理事業の事業認可、市街化編入などの見込み等、事業計画の実現可能性やスケジュールの妥当性を示す参考資料として、区画整理事業、市街化区域編入、開発行為に関する資料の提出をラッシュジャパンに求めていました。

果たして、拠点整備課で作成されたお手盛り資料は、平成22年6月15日の認定審査会に提出されて、認定の可否、旧と新のステップ50の適否が十分な議論がされたのでしょうか。

更に、申請書提出前に庁内関係課による打合せ会議を開催し、事業について意見聴取する予定でしたが、実現できたのでしょうか、或いは何故実現できなかったのでしょうか。

9 捻じ曲げられたのは第6回調整以降

ラッシュジャパンが企業立地推進室を訪れ、市の怠慢で県の制度が利用

できない恐れも出るなど全面的見直しに迫られると窮状打開の相談をしたのは、平成22年2月3日です。

既に、情報公開手続中ですから第6回調整メモの黒塗の部分等が、開示されれば方向転換の真相が判明します。

誰が何して何とやら、将に平成の一点突破全面展開の幕開けです。

(平成24年1月11日脱稿)